

廃合計画を策定し、円滑な施設の統廃合に努めます。

(三)民間委託等の推進

サービス水準の向上と業務の効率化を図るため、民間でできるものは民間に委ねることを基本とし、一層の民間委託等を推進します。

三、事務事業の見直し等に関すること

(一)事務事業の見直し
事務事業の必要性、緊急性、妥当性、効果などの視点で、すべての事務事業を見直し、事務事業の統廃合や移管を図ります。

(二)事務事業の効率化

可能な限り事務手続きの簡素化、電子情報化を進めるとともに、意思決定までの時間を短縮し、事務事業の効率化を図ります。

(三)行政評価制度の導入

行政評価制度を導入し、事務事業の改善を行い、低い行政コストで地域住民へ質の高いサービスの提供に努めます。

(四)自主財源の確保

地方税等の収納率向上対策を強化するとともに、受益者負担の公平性の観点から使用料、手数料の見直しを行い自主財源の確保を図ります。ま

た、販売収入や広告収入などのあり方についても検討します。

(五)新たな財源配分システムの構築

振興計画と財政計画が連動しながら、健全財政運営が図られる新たな財源配分システムの構築を図ります。

(六)補助金交付の見直し

公共的必要性、公平性などを考慮し、交付期限や上限を設けるなどの補助金交付基準の策定を図ります。

(七)共同事務処理拡大に向けた検討

事務事業を移管する方が好ましいとされた事業は、どのように広域的な連携を図るべきか、その方策を検討します。

(八)提案制度の有効活用

職員の提案制度の目的が行政改革の方向と一致することから、提案制度の活用を促し、これを計画に反映させ行政経費の節減を図ります。

四、協働のまちづくりに関すること

(一)地域住民との協働によるまちづくり

地域住民と行政の新たなパートナーシップを構築するために、地域の実情に合ったまち

づくりの仕組みづくりを行います。

◇大綱の期間

大綱の期間は、今回に限り平成十七年度から平成二十二年まででの六年間とし、次からは振興計画基本計画期間（五カ年間）に合わせます。

◇留意点

大綱に基づいて行財政改革を推進する各種の計画を策定しますが、目標年次や目標を分かりやすくするために、可能な限り数値化または指標化するとともに、効果額を示します。

◇実施計画

毎年度、実施計画を策定し、実施による成果を検証、見直しを行い継続的な行政改革の推進を図ります。

■これからの取り組み

今後は大綱をもとに協議を行い、中間報告を行いながら、最終的には九月までに可能な限り数値目標を盛り込み「推進計画」として取りまとめ公表する予定です。



■お聞かせください。

皆さんのご意見

行財政改革については、広報や町ホームページの行政情報、本庁・支所・山村開発センター・小川公民館に行財政改革コーナーを設け、取り組み状況を随時お知らせいたします。また、行財政改革に皆さんのご意見が反映できるように行財政改革コーナーに意見箱を設置しているほか、電子メールでもご意見を受け付けております。皆さんのご意見を聞かせください。



担当課 那珂川町役場 企画財政課 企画調整係

☎0287-92-1114

URL <http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/>

eメール kikaku@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

※ご意見を提出いただく際に、氏名や住所等がないときは取り扱わない場合があります。

※計画等の取りまとめの都合で、いったん、皆さんからの意見募集を閉じることがありますのでご了承ください。

進めています 行財政改革

新町「那珂川町」が誕生して五カ月あまりが経過しました。しかし、合併したとはいえ、町の行財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、新しいまちづくりを進めていくために、早急に行財政改革が必要となっております。現在取り組んでいる行財政改革についてお知らせいたします。

■那珂川町の現状

旧馬頭町と旧小川町は行財政基盤の強化を最大の目的に合併しましたが、現時点では地方自治体の器を大きくしただけに過ぎません。職員などの人件費や事業を展開するために借り入れたお金の返済に充てる公債費などの義務的経費が増加している一方、歳入は国の構造改革や地方経済の悪化により減少しており、町の財政は極めて厳しい状況にあります。

また、平成十七年十月に実施された国勢調査では、町の人口は二万人を割り、昨年一年間に生まれた子どもの数は百五十人にも満たず、速いスピードで人口減少、少子高齢化が進んでいます。このままでは、多様化する皆さんの行政ニーズに応えられなくなる

だけでなく、今まで行ってきた住民サービスの水準を維持するのにも困難になってくると思われまます。

■行財政改革への取り組み

町の新しい体制が固まった昨年の十一月、町の最重要課題の一つとして行財政改革を掲げ、まず行財政改革の取り組み方針を示す「行財政改革推進基本方針」を策定しました。次に基本方針に基づき職員の意識改革を図るための職員研修会を開催するとともに、十二月には行財政改革を推進するための「行財政改革推進本部設置要綱」を定め、全般を総括する推進本部、計画作成や進捗状況の検証を行う推進委員会、個別の調査研究を行う部会からなる推進組織を庁内に設置しました。

推進本部は、行財政改革の

基本的な考え方を示す「行財政改革大綱」を本年一月に策定し、行財政改革に関するパブリックコメントを行ってききました。次の項では大綱の概要をご説明いたします。

■行財政改革大綱の概要

◇行財政改革で目指す方向

これまで町は、全国どこに行っても統一された考え方や画一された基準とする政策で、国から自分の背丈以上のものを求められ、それに応えようと努めてきましたが、地方分権一括法により国と地方が対等となった現在、町の背丈に見合った新しい地方自治の確立と健全な財政運営ができる「小さな行政」を目指します。

◇行財政改革で取り組むこと

一、人事及び組織機構に関すること

(一) 将来を見込んだ職員の定員適正化

将来の人口や行政需要等を踏まえ、早急に定員適正化計画を策定して目標数値を定め、計画的に適正な職員数に抑制します。

(二) 給与の適正化

総人件費の圧縮が可能な人事院勧告の新給与制度を条件

が整い次第導入し、給与の適正化を図ります。

(三) 人事評価制度の導入

新給与制度は職員の勤務成績に基づき運用されるので、職員の仕事成績が的確・公正に反映される当町に適した人事評価制度の導入を図ります。

(四) 縦横断的で機動性に富んだ組織

将来の人口や行政需要等を踏まえ、職員の責任と権限が明確であり、迅速に意思決定ができる縦横断的で機動性に富んだ組織機構を構築します。

(五) 職員の人材育成

職員の政策形成能力等の向上とともに、専門的知識や技術の能力開発を行うなど、総合的に職員の人材育成を図ります。

二、施設の統廃合及び民間委託等の推進に関すること

(一) 施設における管理状況の把握と合理的な管理

公共施設の管理状況を把握するとともに、管理の基本方向や手法など多面的に管理のあり方を検討します。

(二) 施設の統廃合

施設管理の基本方向で統廃合の検討を要する施設は、地域住民と調整を図りながら統